

お客様各位

令和7年2月 吉日

令和7年3月31日までに確認済証の交付を希望される方へ

今般の建築基準法の改正により、建築確認手続き等が変わります。改正後の法律は、施行日（令和7年4月1日）以降に工事に着手する建築物に対して適用されます。

改正前の基準で設計し、改正前に工事に着手する計画の確認申請は、確認申請から確認済証の交付まで一定の審査期間が必要なため、下記にご留意いただきスケジュールに十分な余裕をもって申請手続きをお願いします。

【建築確認申請】

■ 消防同意が不要な建築物（主に一戸建ての住宅等）

令和7年3月31日までに確認済証の交付を希望される場合は、**3月7日までに事前申請をお願いします**

■ 消防同意が必要な建築物

上記以上に日数が必要となる可能性がありますので、随時お問い合わせください。

【性能評価関係の申請】

令和7年3月31日までに評価書等の交付を希望される場合は、**2月28日までに申請をお願いします**

参考 [施行日前後における規程の適用に関する留意事項]

都市計画区域等の区域外（確認・検査の対象外から新2号になる木造建築物の取扱い）

| 法施行日（令和7年4月1日） | 確認申請 （附則第3条） | 構造関係規定等への 適合確認 |
|--|-----------------|--------------------|
| 設計 → 確認申請 → 確認済証 → 着工 → 完了検査申請 → 検査済証 | 着工前に必要 | 確認：審査する 検査：検査する |

・ 施行日以降に着工する場合、建築確認が必要となります

都市計画区域等の区域内（旧4号から新2号になる木造建築物の取扱い）

| 法施行日（令和7年4月1日） | 構造関係規定等への 適合確認 |
|--|----------------------------------|
| 設計 → 確認申請 → 確認済証 → 計画変更 → 確認済証 → 完了検査申請 → 検査済証 | 確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する |

・ 施行日前に確認済証が交付でも、施行日以降に着工する場合、着工後の計画変更や検査において、構造関係規定等への適合の確認が必要となります